

# 体罰の防止に向けて

## 教職員向け研修資料

平成25年3月

中野区教育委員会

## 目 次

「体罰に関するガイドライン」作成の趣旨	P 1
1 体罰に関する考え方について	P 2
2 体罰を禁止する法的根拠	P 3
3 体罰の事例について	P 6
4 体罰の事例の主な問題点について	P 7
5 自校や自分の取組等をチェックしてみよう	P 8
6 教師の人権感覚の向上	P 9
7 体罰と考えられる事例	P 10
8 教育的指導と考えられる事例	P 12
9 毅然とした指導と体罰の未然防止に向けて	P 14
＜資料1＞学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方	P 15
＜資料2＞平成21年4月28日最高裁判所第三小法廷判決	P 17

## 「体罰の防止に向けて 教職員向け研修資料」作成の趣旨

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。その実現に向けた教育活動の根底には、児童生徒と教職員との信頼関係が成立していなければなりません。

学校教育において、教職員が児童生徒に対し善悪の判断等を適切に指導することはとても重要なことです。しかし、指導に熱が入り過ぎるあまり、体罰に至ってしまうという事例も生じています。教職員による体罰は、法律で禁止されているだけではなく、児童生徒の人権にかかわる問題としてあってはならない行為であり、教職員としての指導力の未熟さを表しているといえます。さらに、体罰は当該児童生徒に対して、肉体的・精神的苦痛を与えるとともに、教育的効果が期待できないばかりか、学校や教職員に対する信頼を大きく損なうものです。

そこで、中野区教育委員会としては、これまでと同様に体罰の根絶を図るとともに、教職員が適切な指導に取り組めるように、この「体罰の防止に向けて 教職員向け研修資料」を作成しました。

本資料では、全教職員が体罰が発生した状況や背景を十分に理解することが大切と考え、体罰の定義、法的根拠、文部科学省等の通知や、体罰事例も分析し、体罰に関する問題点について共通理解を深められるようにしました。今後、体罰を根絶し、教職員が日常の学校生活の中で、信頼関係を基盤に適切な指導に全力で取り組めるようにするために、本資料を活用していただきたいと考えています。

# 1 体罰に関する考え方について

法令等における体罰に関する基本的な考え方は、次の(1)～(3)のとおりです。

## (1) 「学校教育法」第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

## (2) 文部科学省初等中等教育局長通知（平成19年2月5日付け）……資料1より

①児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

②①により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

③個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記①の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

## (3) 最高裁判所第三小法廷判決（平成21年4月28日）……資料2より

教員の行った行為が体罰に当たるかどうかの判断基準として、その行為の「目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲」であるかどうかを考えるべきである。

上記の(1)～(3)を参考にすると、「体罰」を判断する際には、次の3点がポイントになると考えられます。

### 1 目的……教育的指導を逸脱するものであったか否か

※当初の目的が「指導するため」であったとしても、冷静さを失った行為となった場合、教育的指導を逸脱するものと見なすことがある。

### 2 態様……児童生徒の身体に対する侵害行為・肉体的苦痛を与える行為等があったか否か

※身体に対する有形力の行使以外の行為であっても、用便を許さない、又は食事時間を過ぎても食事を取らせない等は、肉体的苦痛を与えるものと見なすことがある。

※児童生徒を辱めたり、児童生徒に対して日常的に暴言を浴びせたりするなど、精神的苦痛を与える行為についても含めるものとする。

### 3 継続時間等……児童生徒に与えた影響等があったか否か

※当該児童生徒の健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境や頻度、その後の当該児童生徒の状況、負傷の有無等も含めるものとする。

これらの1～3について、総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに体罰に当たるかどうか判断されることになると考えられます。ただし、次のような場合は体罰とは見なされません。（6「教育的指導と考えられる事例」を参照）

- 有形力の行使以外の方法により行われた行為で児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでないもの
- 正当防衛、正当行為等に当たるもの

## 2 体罰を禁止する法的根拠

### (1) 禁止の法的根拠

体罰は法律的に禁止されています。その根拠となる法律は以下の通りです。

#### ① 学校教育法第 11 条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

#### ② 学校教育法施行規則第 26 条

「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。－略－」

#### ③ 教育基本法第 1 条

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

#### ④ 児童の権利に関する条約第 19 条

「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」

### (2) 体罰を行った教員の責任

#### ① 行政上の責任

職務義務違反（地方公務員法第 29 条）として、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）があります。また、国家賠償法に基づく求償（国家賠償法第 1 条）があり、公務員として法令に反した場合に問われる公務員法上の責任が追及され、違反の程度により、一定の処分を受けることになります。加害の教員はもとより、場合によっては校長の管理責任が問われ、行政上又は民事上の責任（民法第 715 条「使用者責任」）を問われ、損害賠償責任を負う場合もあります。

<参考>懲戒処分

免職：公務員としての身分を失う。退職手当は支給されない。

停職：1 日以上 6 月以下の期間、職務に従事させないもので、いかなる給与も支給されない。

減給：6 月以下の期間、給料月額額の 10 分の 1 以下に相当する額を給料から減ずる。

戒告：職員の仕事義務違反の責任を確認し、その将来を戒めるもの。

指導上の措置

体罰を行った教諭等が、地方公務員法上の懲戒処分を受けていない場合でも、文書訓告、口頭訓告等の指導上の措置が行われます。

#### ② 刑事上の責任

傷害罪（刑法第 204 条）、暴行罪（同 208 条）、監禁罪（同 220 条）があります。

<参考> 傷害罪：第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

暴行罪：第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

逮捕及び監禁罪：第 220 条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処する。

\* 禁固以上の刑（禁固、懲役、死刑）に処せられた場合、地方公務員法第 28 条 4 項の規定に基づき職を失い、また教育職員免許法第 10 条第 1 項の規定に基づき免許状は効力を失う。

#### ③ 民事上の責任

不法行為による賠償責任（民法第 709 条）があり、傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償が問題となります。

<参考> 民法 第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法第 822 条では親の懲戒権を認める規定があります。

〈参考〉民法 第 822 条

親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

### (3) 文部科学省と東京都教育委員会の通達

#### ①文科省の通達

文部省（現文科省）の通達（『児童懲戒権の限界について』）について、その文（一部略）をここに掲載します。昭和 23 年発の通達と言いながら現在の状況を考えるうえでの基本的指針です。

#### ● 児童懲戒権の限界について 昭和 23 年 1 月 22 日 調査 2 発 1 8

昭二三、一二、二二 調査二発一八

国家地方警察本部長官、厚生省社会局、文部省学校教育局あて

法務庁法務調査意見長官回答

児童懲戒権の限界について

本年六月一六日附及び七月二七日附、別紙高知県警察隊長の照会に対し、当職は左のとおり、意見を回答するから、同警察隊長に伝達方取り計られたい。

#### 第一問

学校教育法第一条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室内に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成するか。

#### 回 答

一 学校教育法第一条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

(1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒—なぐる・けるの類—がこれに該当することはいうまでもないが、さらに

(2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

二 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に判定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全くちがうからである。それ故に、当該児童の年齢・健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

三 放課後教室に残留させることは、前記一の定義からいつて、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。

四 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であつても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法第三五条により違法性が阻却され、犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ等、一切の条件を総合的に考察して、通常理性をそなえた者が当該の行為をもつて懲戒権の合理的な行使と判断するであろうか否かを標準として決定する外はない。

## 第二問

授業に遅刻した学童に対する懲戒として、ある時間内、この者を教室に入らせないことを許されるか。

### 回答

義務教育においては、児童に授業を受けさせないという処置は、懲戒の方法としてはこれを採ることは許されないと解すべきである。

学校教育法第二六条、第四〇条には小・中学校の管理機関が児童の保護者に対して児童の出席停止を命じ得る場合が規定されているが、それは当該の児童に対する懲戒の意味においてではなく、他の児童に対する健康上または教育上の悪い影響を防ぐ意味において認められているにすぎない。故に遅刻児童についても、これに対する懲戒の手段として、たとえ短時間でも、この者に授業を受けさせないという処置を採ることは許されない。

## 第三問

授業中学習を怠り、または喧嘩その他、ほかの児童の妨げになるような行為をした学童を、ある時間内、教室外に退去させ、または椅子から起立させておくことは許されるか。

### 回答

- 一 児童を教室外に退去せしめる行為については、第二問の回答に記したところと同様、懲戒の手段としてかかる方法をとることは許されないと解すべきである。ただし児童が喧嘩その他の行為によりほかの児童の学習を妨げるような場合、他の方法によつてこれを制止しえないときには、＝懲戒の意味においてではなく＝教室の秩序を維持し、ほかの一般児童の学習上の妨害を排除する意味において、そうした行為のやむまでの間、教師が当該児童を教室外に退去せしめることは許される。
- 二 児童を起立せしめることは、それが第一問回答一（２）および二の意味で「体罰」に該当しないかぎり、懲戒権の範囲内の行為として、適法である。

## 第四問〔略〕

## 第五問

ある学童が学校の施設もしくは備品、または学友の所有にかかる物品を盗み、またこわした場合に、これに対する懲戒として、この者を放課後学校に留め置くことは許されるか。

### 回答

盗取、毀損等の行為は刑法上の犯罪にも該当し、従つて刑罰の対象となり得べき行為でもあるが、同時にまた、懲戒の対象となり得べき行為でもある。刑罰は、もちろん、私人がこれを課することはできないが、懲戒を行うことは懲戒権者の権限に属する。故に懲戒のために所問のごとき処置をとることは、懲戒権の範囲を逸脱しないかぎり、さしつかえなく、これについては第一問回答の三、四と同様に解してよい。

## 第六問

第四・五問のような事故があつた場合に、誰がしたのかをしらべ出すために、容疑者および関係者たる学童を教職員が訊問することは許されるか。また、そのために、放課後これらの者を学校に留め置くことは許されるか。

### 回答

- 一 所問のような、学校内の秩序を破壊する行為があつた場合に、これをそのまま見のがすことなく、行為者を探し出してこれに適度の制裁を課することにより、本人ならびに他の学童を戒めてその道徳心の向上を期することは、それ自体、教育活動の一部であり、従つて、合理的な範囲内においては、当然、教師がこれを行う権限を有している。従つて、教師は所問のような訊問を行つてもさしつかえない。ただし、訊問にあつて威力を用いたり、自白や供述を強制したりしてはならないことはいふまでもない。そのような行為は、強制捜査権を有する司法機関にさえも禁止されているのであり（憲法第三八条第一項、第三六条参照）いわんや教職員にとつてそのような行為が許されると解すべき根拠はないからである。
- 二 上記のような訊問のために放課後児童を学校に留めることは、それが非行者ないし非行の内容を明らかにするために必要であるかぎり、合理的の範囲内において許される。もつとも、これは懲戒権の行使としてではなく、前記のごとき教育上の目的および秩序維持の目的を達成する手段として許されるのである。どのくらいの時間の留め置きが許されるかは、第一問回答の四に準じて考えられるべきである。

#### 第七問

学童に対する懲戒の方法として、その者に対して学校当番を特に多く割当てるとは許されるか。

#### 回 答

懲戒として学校当番を多く割当てるとは、さしつかえない。ただし、この場合にも、懲戒権の行使としての合理的な限度をこえてはならないのであつて、その限度をこえて、不当な差別待遇、または児童の酷使にわたるようなことは、もちろん、許されない。

#### 第八問

遅刻児童を防止するため、遅刻者を出した・・・区域内の学童に、誘い合わせの上隊伍を組んで登校することを命じることは許されるか。

#### 回 答

遅刻防止のため一定の区域内の児童に対し、誘い合わせて一緒に登校するように指示することは、さしつかえない。もつとも、軍事教練的色彩をおびないように注意すべきである。（昭和二〇年一月三〇日発体一〇〇号文部省体育局長発通牒「学校体練科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」参照。）

### 3 体罰の事例について

<考えてみませんか>

○事例1と事例2について、どのようなことが問題なのでしょう。

#### □事例1（学習態度にかかわる生徒指導中の体罰）

当該生徒（中学3年生）は、4校時の数学の授業に遅れて教室に入ってきた。その後、席に着き、寝てしまったので、A教諭は当該生徒をそのままにして授業を進め、特に当該生徒に対し注意をしなかった。

A教諭は授業終了後、職員室に戻り、日頃から厳しく生徒指導をしている担任のB教諭に当該生徒の授業態度等について話をした。B教諭は一人で、当該生徒を昼休みに生徒相談室に呼び、授業態度等について改善するよう話したところ、当該生徒に「関係ないだろ。」と言われた。B教諭は憤慨し、当該生徒の腹部を右足で2回蹴った。帰宅後に母親がB教諭の行為を当該生徒から聞き、翌日学校に電話連絡したことから、この体罰が発覚した。

#### □事例2（部活動指導中の体罰）

土曜日の午後、部活動顧問のC教諭は、他校との練習試合後、高校1年生のある部員のミスが多いことに憤慨し、当該部員を呼び、「ふがないプレーをするな。」とどなって、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。さらに、反省の態度が見られなかったため、当該部員の頭部を右手の拳で3回程度叩いた。

C教諭の近くには同部副顧問のD教諭がおり、C教諭が当該部員を叩く姿を目撃していた。

2ヶ月後、練習試合の会場にいた者から、教育委員会に「体罰があった。」と匿名の電話があり、この体罰が発覚した。



## 4 体罰の事例の主な問題点について

### □事例1

当該生徒（中学3年生）は、4校時の数学の授業に遅れて教室に入ってきた。その後、席に着き、寝てしまったので、A教諭は当該生徒をそのままにして授業を進め、特に①当該生徒に対し注意をしなかった。

②A教諭は授業終了後、職員室に戻り、日頃から厳しく生徒指導をしている担任のB教諭に当該生徒の授業態度等について話をした。

③B教諭は一人で、当該生徒を昼休みに生徒相談室に呼び、授業態度等について改善しよう話したところ、当該生徒に「関係ないだろ。」と言われた。④B教諭は憤慨し、当該生徒の腹部を右足で2回蹴った。

⑤帰宅後に母親がB教諭の行為を当該生徒から聞き、翌日学校に電話連絡したことからこの体罰が発覚した。

#### <主な問題点>

- ①A教諭は、当該生徒が授業に遅れてきたり、授業中に寝ていたりしていること等について、その理由等を聞くことや授業の大切さを理解させるなどの適切な指導をせず、教師としての基礎基本である授業における生徒指導を行っていない。
- ②A教諭は、自分では当該生徒を指導せず、厳しく生徒を指導するタイプの担任のB教諭に、指導を任せきりにしている。
- ③B教諭は、指導をするに当たっては、複数の教員で対応するべきであった。特に、授業態度について当該生徒と話す場合には、その授業を担当したA教諭に必ず同席してもらうべきであった。
- ④当該生徒の態度や発言から、自分がどこを改めればよいのか、何が問題だったのか、理解できていないものと考えられる。生徒が理解し、納得するまで待つなど、ゆとりをもった対応や指導が必要であった。
- ⑤B教諭は、自分の行った行為を管理職に報告せず、当該生徒の保護者にも連絡していない。

### □事例2

土曜日の午後、部活動顧問のC教諭は、他校との練習試合後、高校1年生のある部員の①ミスが多いことに憤慨し、当該部員を呼び、「ふがないプレーをするな。」とどなって、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。さらに、②反省の態度が見られなかったため、当該部員の頭部を右手の拳で3回程度叩いた。

C教諭の近くには同部副顧問のD教諭がおり、③C教諭が当該部員を叩く姿を目撃していた。2ヶ月後、④練習試合の会場にいた者から、教育委員会に「体罰があった。」との匿名の電話があり、この体罰が発覚した。

#### <主な問題点>

- ①C教諭は、ミスが多いことに憤慨してしまった。C教諭は、練習試合を通して、ミスがなぜ起こるのか、ミスを減らすためにはどうすべきかについての適切な指導を、この場面では行っていないと考えられる。
- ②C教諭は、当該部員に何を反省したらよいのか、指導をしていない。そのため、当該生徒がどこを改めればよいのか、何が問題だったのか、理解できていないものと考えられる。
- ③D教諭は、C教諭が生徒を叩く行為を止めていない。体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐにやめさせるべきである。
- ④C教諭及びD教諭ともに、管理職に報告せず、当該生徒の保護者にも連絡していない。

## 5 自校や自分の取組等をチェックしてみましょう。 チェックリスト

### 【管理職】

- 体罰の根絶について、その趣旨を平素から教員に周知し、徹底しているか。
- 体罰について、このくらいなら問題ないという安易な雰囲気や許していないか。
- 児童生徒が教員に相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに努めているか。
- 児童生徒に対する指導を、一人の教員だけに任せきりにしていないか。
- 学校全体で体罰に頼らない指導の在り方を取り上げ、研修しているか。
- 管理職への報告、連絡、相談体制はできているか。また、周知しているか。

### 【教職員】

- 児童生徒への指導は、感情的にならず、冷静に行っているか。
- 軽い気持ちで叩くというような指導を行っていないか。
- 「子どものために」「指導方法の一つである」等の理由で、自分の行為を正当化して厳しい指導を行っていないか。
- 子どもとの人間関係を過信し、1回くらい叩いても、生徒との信頼関係があれば大丈夫だというような思い込みはないか。
- 児童生徒から相談等を受けたとき、そのままにしていないか。
- 児童生徒の話をじっくり聴いたり、児童生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をしているか。
- 厳しく児童生徒を指導するタイプの同僚に、指導を任せきりにしていないか。
- 体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせることができるか。
- 体罰を知ったら、速やかに管理職に報告・相談するなどの対応を承知しているか。
- 指導にあたっては、複数の教員で対応しているか。
- スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員等と連携して指導にあたっているか。

## 6 教師の人権感覚の向上

体罰の防止を図るためには、教師の人権感覚を向上させることが大切です。

### 見直してみましょう **あなたの人権感覚**

指導という名のもとの

#### 体罰

児童・生徒が自分の指示に従わなかったときに、無理やり言うことを聞かせようとすることはありませんか。

児童・生徒の心理状態を無視した一方的な指導は、体罰と同じです。教師の指示に従わなかったからといって、力で抑えようとするはありはなりません。

児童・生徒の心を傷付ける

#### 乱暴な言動

— 生徒に向かって、「お前たちは…」と先生がおっしゃるのです。うちの子が「お前じゃない。」と言ったら、先生は国語辞典を示されて「お前というのはえらい人に対して使うんだ。」とうそぶくのです。—

これは、ある学校の保護者からの訴えです。この教師の態度は、児童・生徒の繊細な心を踏みこむ以外のなにものでもありません。

児童・生徒と保護者は、教師の言動のなかに人権侵害があることを見抜き、訴えています。

児童・生徒の

#### 呼び方

児童・生徒を「○○」と名前だけで呼ぶことは、親愛の情の現れという人がいます。しかし、親愛の情は、教師と児童・生徒相互に通じ合える心の交流の上にはじめて成り立つものです。

児童・生徒はかけがえのない存在であり、人格を尊重することが大切です。人を呼び捨てにすることは、人格を否定することにつながります。

不用意な

#### 言葉

児童・生徒に向かって、「何でこんなことができないの。」などと言うことはありませんか。

できなかったり、わからなかったりすることは、児童・生徒のせいなのでしょうか。児童・生徒を責める前に、児童・生徒の特性や発達段階に応じたきめ細かな指導を行っているかを、まず問うべきでしょう。

「よくできたね。」「次は、○○だね。」という温かい言葉かけや励ましを児童・生徒は待っているのです。

プライバシーにかかわる

#### 掲示物

作品展などの会場に、作品の横に制（製）作している児童・生徒の写真が掲示してあることがあります。一般の参観者に児童・生徒の頑張っている様子を分かってもらおうとの意図によるものですが、事前に、児童・生徒本人や保護者の了解を得ておく必要があります。

また、教室などに学習ドリルの進捗や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなどを掲示することも、児童・生徒のプライバシーにかかわる重大な問題です。人権尊重の視点から教室環境を見直してみましょう。

不必要な

#### 調査内容

児童・生徒の実態把握は指導上大切なことです。そのためにいろいろな調査表が用意されています。それらは従来から使用されていたものが多いはずですが、内容や項目を改めて再点検する必要があります。

たとえば、家庭生活票のなかに家族構成や保護者の職業・勤務先名等の記入を求めている場合、それは児童・生徒の教育にとって本当に不可欠な情報でしょうか。また、健康調査票などで、妊娠時の様子や出生時の体重などを一律に調査することも適切な方法とは言えません。

「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成24年3月 東京都教育委員会より）

## 7 体罰と考えられる事例

児童生徒の不適切な行動等に対しては、教職員は毅然とした適切な指導を行う必要がありますが、行き過ぎた指導となり体罰と考えられるケースもあります。そこで、体罰に当たると考えられるモデル事例を示し、その行為の目的・態様・継続時間等から総合的に分析した結果（判断）をまとめました。

授業中や部活動指導中などに、児童生徒を指導する場合に、教育的指導の範囲を逸脱して行き過ぎた指導をしたり、有形力の行使はなくても、児童生徒の身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えたりした場合には、「体罰」に当たると考えられます。

**事例①** 小学校において、帰りの会の前に、職員室へ配布物を取りに行き、戻ってきた時、当該児童（2年生）が机に座って足をぶらぶらしていたところ、足が友達に当たってしまった。それが、友達を蹴っているように見えたため、「人の痛みがわからないのか。」と言って、当該児童を突き飛ばして転倒させた。負傷なし。

### <事例①の分析>

- ア 目的：友達を蹴っているように見えた児童を指導するため。
- イ 態様：突き飛ばして転倒させた。
- ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童（2年生）に対して。
- ★ 判断：実際には、友達を蹴っていたわけではなく、有形力を行使するような緊急性はなかったものと判断できるため、当該児童を突き飛ばして転倒させた行為は、負傷がなかったとしても、「体罰」に当たると考えられる。

**事例②** 小学校において、体育の時間に体育館でマット運動を行っていた。当該児童（4年生）が、「前の子がまだマットの上にいる間は、次の子は試技をしないこと。」という事前の注意を無視して前転を行ったため、当該児童の足が前の児童の背中にぶつかって、前の児童が倒れてしまった。そこで厳しく叱責しながら、当該児童の背中を足で2、3度踏みつけた。負傷なし。

### <事例②の分析>

- ア 目的：マット運動の際、事前の注意を無視して前転を行い、他の児童の背中に足を当てた児童を指導するため。
- イ 態様：厳しく叱責し、背中を足で踏みつけた。
- ウ 継続時間等：足で踏みつけたのは2、3度。小学校の児童（4年生）に対して。
- ★ 判断：他の児童の背中に足が当たったことは、有形力を行使するような緊急性はなかったと判断でき、当該児童に対して再度注意を促せば済むことであり、厳しく叱責し、足で背中を2、3度踏みつけた行為は、負傷がなかったとしても、「体罰」に当たると考えられる。

**事例③** 小学校において、国語の時間に、授業で作成した詩の作品を廊下に掲示するように指示していたにもかかわらず、当該児童の作品が掲示板に貼り出されていなかった。そこで、当該児童を廊下に呼び、理由を問いただしたところ、「作品は家に持ち帰ったので、まだ貼っていません。」と言い逃れと思われる返答をしたので、次の時間の授業を受けさせず、廊下に1時間正座させた。

### <事例③の分析>

- ア 目的：指示に従わず、言い逃れをしたと思われる児童を指導するため。
- イ 態様：廊下に正座させた。
- ウ 継続時間等：1時間。小学生に対して。
- ★ 判断：指示に従わず、言い逃れをしたと思われる児童を指導するためとはいえ、次の時間の授業を受けさせずに、1時間という長時間にわたり正座をさせて、肉体的苦痛を与えたことは、「体罰」に当たると考えられる。

事例④ 中学校において、大会優勝をめざして剣道部の顧問として部活動の指導を行う中で、2年男子生徒が、練習試合において、日頃指導していることができなかつたことを咎め、付けていた防具（胴）の上から、約10分間にわたり、継続的かつ一方的に竹刀で叩いた。負傷なし。

<事例④の分析>

- ア 目的：顧問をしている部が、勝てるようにするため。
- イ 態様：付けていた防具（胴）の上から、竹刀で叩いた。
- ウ 継続時間等：約10分間。中学生に対して。
- ★ 判断：部活動が教育の一環として行われていることを忘れ、勝利のみを目的として部活動の指導を行い、有形力を行使し、防具の上からとはいえ、約10分間にわたって、生徒の胴を一方的に竹刀で叩き続けた行為は、負傷がなかつたとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑤ 中学校において、生徒同士のトラブルを解決するために、当該生徒を呼び出したにもかかわらず、当該生徒は部活動にも参加せず下校した。そこで、校外に探しに出かけたところ、学区内の道路上で発見した。学校に連れて行こうとして当該生徒の腕を引いたときに、当該生徒が腕を振り払ったため、咄嗟に当該生徒に体当たりをして倒した。負傷なし。

<事例⑤の分析>

- ア 目的：呼び出しに応じない生徒を指導するため。
- イ 態様：体当たりをして倒した。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。
- ★ 判断：生徒を指導するためとはいえ、有形力を行使するような必要性はなく、まずは言葉による指導が必要であったと判断できる。当該生徒に体当たりをして、当該生徒を倒したことは、負傷がなかつたとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑥ 中学校において、授業中に携帯電話をいじって生徒に対して、携帯電話の提出を求めたが応じなかつたため、当該生徒の机を蹴ったところ机が倒れ、当該生徒の左足甲に当たった。左足甲打撲。

<事例⑥の分析>

- ア 目的：「携帯電話を持って来てはいけない。」というルールを破った上、指示に従わない生徒を指導するため。
- イ 態様：机が倒れて、左足甲に当たった。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。左足甲打撲。
- ★ 判断：指示に従わなかつた生徒を指導するためとはいえ、机を蹴る必要性は認められず、結果として負傷を負わせたことは、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑦ 中学校において、教室で放課後の補習教室を行っていた際、ガムを噛んでいた生徒を注意したが従わなかつたため、両手で当該生徒の胸元を掴んで身体を数回揺すった。負傷なし。（首筋に跡が残った。）

<事例⑦の分析>

- ア 目的：補習教室の受講態度に問題がある生徒を指導するため。
- イ 態様：両手で胸元を掴んで身体を揺すった。
- ウ 継続時間等：数回。中学生に対して。首筋に跡が残った。
- ★ 判断：たとえ、補習教室の受講態度に問題があつたとしても、有形力を行使する必要性は認められず、両手で身体を揺すって首筋に跡を残した行為は「体罰」に当たると考えられる。

## 8 教育的指導と考えられる事例

体罰に当たらない（教育的指導）と考えられるものについて、概要を説明し、さらにそのモデル事例を掲載しました。児童生徒の不適切な行動等に対しては、教職員は毅然とした適切な指導を行う必要があります。

- (1) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒行為で児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでないもの

- ① 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
- ② 授業中、教室内に起立させる。
- ③ 学習課題や清掃活動を課す。
- ④ 学校当番を多く割り当てる。
- ⑤ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

- (2) 正当防衛、正当行為等に当たり体罰に当たらないもの

- ① 児童生徒からの教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。
- ② 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、体罰に当たらない。

### ◎ 教育的指導と考えられるモデル事例

※下の①～⑦のモデル事例に類似する行為であっても、その行為の目的、態様、継続時間等の3要素について、総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断するため、体罰に当たると判断される場合もある。

事例① 小学校において、集会の時に、指導に反抗的な態度を示し大声を出した児童（5年生）に対し、別の場所で指導しようとして、「〇〇へ行こう。」と言ったが、なおもその場を動かさず、当該児童の腕を握って引っ張った。

#### <事例①の分析>

- ア 目的：指導に反抗的な態度を示し大声を出した児童に対し、冷静にさせ、別の場所で指導するため。
- イ 態様：腕を握って引っ張る。
- ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童（5年生）に対して。
- ★ 判断：大声を出して集会を妨げる言動があったことから、冷静にさせ、別の場所で指導しようとするため、当該児童に指示をしたが、なおもその場から移動しようとしないうえ、移動を促そうとして腕を握って引っ張るという行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例② 中学校において、部活動中に、指導を無視し顔をそらすような態度を示した生徒に対し、顔を指導者に向けさせようとして、「しっかり顔を向けなさい。」と指導したが、なおも顔を向けようとしないうえ、両手で頬をおさえて顔を向けさせた。

#### <事例②の分析>

- ア 目的：部活動中に指導者に顔を向けて指導を受けさせるため。
- イ 態様：両手で頬をおさえて顔を向けさせた。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。
- ★ 判断：たとえ指導を無視しようとする意図がなかったとしても、部活動中、指導者に顔を向けないという状態はふさわしくない。顔を向けるように当該生徒に指導した後、なおも顔を向けようとしないうえ、頬を両手で押さえて顔を向けさせるという行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例③ 小学校において、万引きを行った児童(3年生)に対して説諭した後、反省の態度が見られないため、当該児童の両肩をつかんで、前後に軽く揺すりながら「先生は悲しいよ。」と言って、反省を促した。

＜事例⑤の分析＞

ア 目的：万引きを行った児童に反省を促すため。

イ 態様：両肩をつかんで、前後に軽く揺すった。

ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童(3年生)に対して。

★ 判断：万引きを行った児童に対して深く反省を促すために、その両肩をつかんで、前後に軽く揺する行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例④ 中学校において、他の生徒に暴力をふるっている大柄な男子生徒を制止するため、その生徒の両肩をつかんで無理やり引っ張って引き離れた。

＜事例④の分析＞

ア 目的：他の生徒に暴力をふるう生徒を制止するため。

イ 態様：両肩をつかんで無理やり引っ張って引き離れた。

ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。

★ 判断：他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止しようとする行為は、正当行為に当たり、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑤ 中学校において、他人をからかっていた生徒を個別指導中、当該生徒が「ふざけんじゃねえ。」と言って唾を吐いて逃げ出そうとしたため、とっさに腕をつかんで制止させたところ、なおも逃げようとしたため、やむを得ず肩をつかんで壁へ押しつけた。その後、当該生徒が落ちついたため、椅子に座らせて指導を続けた。生徒を落ち着かせるまでの時間は3分間程度であった。

＜事例③の分析＞

ア 目的：暴言を吐き唾を吐いた上、逃げようとした生徒を制止させるため。

イ 態様：腕をつかんで制止させた後、肩をつかんで壁へ押しつけた。

ウ 継続時間等：生徒を落ち着かせるまでの時間は3分間程度。中学生に対して。

★ 判断：他人をからかい、指導に対して暴言を吐き唾を吐いた上、逃げようとする生徒の態度は、指導の対象である。腕をつかんで制止させた行為や、肩をつかんで壁へ押しつける行為は、3分間程度という短時間であったことから、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑥ 中学校において、カッとして校内の器物を損壊している生徒に対して、複数の教員が生徒の背後から取り押さえた。その際、生徒が教員を蹴ろうとしたため、生徒の手足を抑えた。

＜事例⑥の分析＞

ア 目的：器物を損壊し、教員を蹴ろうとする生徒を制止するため。

イ 態様：背後から取り押さえ、手足を抑えた。

ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。

★ 判断：生徒の教員に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずした行為は、正当防衛に当たる。器物を損壊するという不法行為の制止及び抵抗しようとする行為の制止ととらえ、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑦ 中学校において、給食当番であるにもかかわらず、遊んでいて当番をやらないことが多い生徒に対して、配膳係を1週間行わせた。

＜事例⑦の分析＞

ア 目的：校内のルールを守らない生徒に反省を促すため。

イ 態様：配膳係を1週間行わせた。

ウ 継続時間等：1回10分程度。中学生に対して。

★ 判断：1回10分程度の配膳係で1週間という期間であり、肉体的苦痛を与える程のものではないことから、体罰には当たらないと考えられる。

## 9 毅然とした指導と体罰の未然防止に向けて

教職員が信頼関係を基盤に、児童生徒に対して、毅然とした適切な指導を行うためには、教職員自らが生徒指導に対する認識を深めるとともに、学校としての組織を生かした指導体制の充実を図っていくことが大切である。

### (1) 教職員の生徒指導に対する共通認識

- ① 児童生徒の指導に当たっては、一時的な感情で行動するのではなく、常に精神的な余裕を持ち、教育者として冷静かつ毅然とした態度で指導する。
- ② 部活動においては、勝利のみを主目的にするのではなく、責任感、連帯感の涵養等に資するという部活動の意義をもう一度確認し直すとともに、部活動が教育の一環として行われていることについて、全教職員で共通理解を図る。
- ③ 周囲の教職員に生徒指導を任せ、自分では生徒に対し、注意等をしない教職員がいることは、学年や学校全体の生徒指導がうまくいかなくなる原因となる。学年や学校全体で組織的に生徒指導ができるように、学年会議や職員会議で共通理解を図る。
- ④ 体罰の発生は校内体制及び管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか、点検・確認する。

### (2) 研修による教職員の資質向上

- ① 生活指導部が中心となり、研修会を定期的・計画的に行うなどして、学校組織を生かして体罰に対する教職員一人一人の自覚や認識を深める。
- ② 体罰は学校教育法で禁じられており、人権侵害であること、行政責任として懲戒処分等がなされること、また、刑事責任、民事責任に問われる場合があることを再確認する。
- ③ 教員の指導権限と児童生徒の人権について十分な理解を図り、児童生徒の立場に立って、体罰に頼らない指導の在り方について研究する。
- ④ 長期的な視野に立って、児童生徒の成長を願い、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導するなど、カウンセリングマインドの育成に努める。
- ⑤ 考え方が多様化している児童生徒に対して、日常的に児童生徒の実態把握をするとともに、最近の心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究する。

### (3) 生活指導体制の充実

- ① 体罰の根絶に向け、教職員の共通理解と指導の連携が図れるよう、管理職を中心に、生活指導体制を常に見直す。
- ② 問題行動等を行った児童生徒に、厳しく指導するような場面では、学年・分掌組織を生かした指導を行う。
- ③ 教育活動全体を通して、一部の教職員、生活指導部や学年の教職員だけで指導する等、いわゆる抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携が図れるように努める。
- ④ 不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員が互いに点検できる体制づくりに努める。
- ⑤ 管理職への報告、連絡、相談体制の見直しや、保護者への連絡の必要性について教職員への周知を図る。さらに、学校・保護者・地域が信頼関係を築き、児童生徒の可能性を伸ばす指導体制の確立に努める。